

令和5年度大分県エネルギー産業企業会

中小企業等エコエネルギー導入支援事業費補助金

大分県エネルギー産業企業会では、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている県内中小企業等の負担を軽減し、カーボンニュートラルへの対応を図るため、エコエネルギーの導入を促進することに加え、喫緊の課題となっている賃上げを後押しすることを目的として、自家消費型エコエネルギー発電設備の導入支援を実施します。

■対象者

県内に事業所を置く、以下の表に該当する者

対象者
①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
②中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
③常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人・社会福祉法人・学校法人
④常時使用する従業員の数が100人以下の商工会・県商工会連合会及び商工会議所
⑤特別な法律によって設立された組合又はその連合会
⑥財団法人（一般・公益）・社団法人（一般・公益）
⑦特定非営利活動法人
（⑤、⑥、⑦については、その主たる業種について中小企業基本法第2条各号に掲げる従業員規模以下（ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、または、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）を営む者を除く。）

■支援内容

(1) 対象となる自家消費型エコエネルギー発電設備等

設備名
①太陽光発電 （太陽光パネルの定格出力の合計とパワーコンディショナーの定格出力の合計の <u>いずれか小さい方</u> の値が <u>10kW以上</u> のものに限る。）
②風力発電 （上記①、②の設備は下記⑥または⑦との組み合わせが必須）
③バイオマス発電
④中小水力発電
⑤地熱（温泉熱）発電
⑥蓄電池 （上記①～⑤により発電した電力を蓄電し、定格容量の合計が <u>10kWh以上</u> のものに限る。）
⑦水電解装置及び水素タンク （上記①～⑤により発電した電力で水電解するものに限る）
⑧ガスコージェネレーション

※事業所単位での申請は可能、可搬式蓄電池や電気自動車・プラグインハイブリッド車は対象外

※⑥と⑦のみの導入は対象外

※売電は認めないので、逆潮流を防ぐための措置を施すことが必要

## (2) 補助対象経費

費目	内容	対象外
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費	
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等
工事費	補助事業の実施に必要な配電、配管等の工事に要する経費	建屋の建設及び改造費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地等

※消費税及び地方消費税、各種申請費用（使用前自己確認等）は対象外

※他の補助金との併用は不可

※申請時には複数の見積書の添付が必要で、そのうち1つは事業内容について、大分県の入札参加資格を取得している事業者が作成した見積書であることが必要です。

## (3) 補助率等

区分	補助率	補助上限額	補助下限額	要件
通常枠	1/2以内	600万円	100万円	実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。（※要件を満たさなかった場合は交付決定を取り消す。）
賃上げ枠	3/4以内	1,000万円		

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

■予算額 4億2千万円（通常枠・賃上げ枠の合計）

### ■募集期間

令和5年8月28日（月）～令和5年9月22日（金）

※募集期間内に行われた申請のうち、要件に該当しない申請（提出書類の不足を含む）を除いたものの中から、対象設備の定格出力と定格容量の合計を補助金額で除した値が大きいものから順に予算の範囲内で採択順位を決定します。

なお、地域の特性に応じたエコエネルギーの導入を促進する観点から、対象設備のうち、申請件数が少ない種類のものについては、定格出力及び定格容量によらず採択することがあります。

（申請後に定格出力・定格容量の減少や補助金額の増加を伴う変更は認めません。）

### ■今後のスケジュール（予定）

令和5年9月末まで：補助対象者への連絡

令和5年10月～11月：随時交付決定、（交付決定後から）事業着手

令和6年3月末：事業完了、実績報告書提出

※なお、蓄電池等の納入が年度内に見込まれない場合は、事務局までご相談ください。

### ■申請方法

本事業の申請は、原則として大分県スマート申請システムにより行ってください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/3001259067234930312>

【お問い合わせ先】大分県エネルギー産業企業会事務局（大分県新産業振興室内）

担当：中川、和田 TEL：097-506-3296